



青少年育成推進委員会とは？

青少年埼玉県民会議が委嘱をするボランティア団体です。令和4年度は地域代表5名、学校代表29名の計34名で活動しています。

活動内容

- ① 青少年をまもる店の協力店訪問及び新規協力店舗普及活動
- ② 優良図書などの利用宣伝及び有害図書の追放
- ③ 広報紙に特集ページ「あひる」の掲載
- ④ 講習会・情報交換会の開催
- ⑤ 地域における青少年健全育成の環境整備（市、市民会議主催の事業協力）

青少年育成推進委員会の歴史

昭和40年「和光市良い本を読む会」を発足
昭和43年「和光市良い本を読む運動推進委員会」発足
昭和50年 図書等自動販売機設置台数過去最大(市内に18台)
昭和54年「和光市青少年の環境浄化委員会」に名称変更
昭和60年「和光市青少年育成推進委員会」に名称変更、
広報「あひる」発行開始
昭和61年「青少年をまもる店」協力店指定を開始
…
令和4年
図書等自動販売機0台を遂行中、
「青少年をまもる店」協力店153店(令和2年度実績)

ご存じですか？「青少年をまもる店」

「青少年をまもる店」とは、青少年の健全な心身の成長を阻害するような商品やサービスを提供しない、非行のきっかけをつくるような青少年の行動に注意を払うなど、子どもたちの健やかな成長をお店の立場で温かく見守る活動に協力している市内の様々なお店です。

- ① 子どもたちへ悪影響を及ぼすであろう商品への購買行動には注意を払っています
- ② 非行のきっかけとなるような子どもの行動を見守っています
- ③ 子どもが怖い目にあった時や困ったことがあった時は協力しています

青少年育成推進委員会では、協力店を一軒ごとに全て訪問し、地域での青少年の状況を把握するとともに、青少年健全育成の協力をお願いするために、毎年訪問活動を行っています。今年度はコロナ禍のため書面にて協力店の方に子どもたちの購買行動や各地域の様子などを回答いただきました。

青少年をまもる店協力店募集！

図 スポーツ青少年課 青少年担当 ☎ 464-1111(内線2452)
令和4年度は、ヤオコーの2店舗が青少年をまもる店に新たに加盟！
協力いただける店舗は上記事務局までご連絡ください。



ヤオコー和光南店



ヤオコー和光丸山台店



協力店の目印のプレート

各店舗副店長に撮影協力いただきました

この活動は、青少年育成和光市民会議及び朝霞警察などにも賛同いただいています

知っていますか？ 成年年齢引き下げで 変わること、気を付けること

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。成年年齢引き下げによって、皆さんの生活にどのような影響があるのか、ご存じでしょうか。例えば、18歳の方が親の同意を得ずに契約した場合でも、契約を取り消すことができなくなります。子どもが高校を卒業し、環境が変わるタイミングで、思わぬ消費者トラブルに巻き込まれることもあります。身の回りの家族や自分自身を守るために、成年年齢引き下げによって変わること、気を付けることについて、改めて確認しましょう。

なぜ成年年齢を 20歳から18歳に 引き下げるの？

選挙権が18歳に引き下げられたことや、世界的にも※1 成年年齢を18歳とするのが主流であることを踏まえ、18・19歳の若者が、自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するため、また、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにするため、とされています。

※1 OECD加盟国(38か国)の中では、ニュージーランド(20歳)と韓国(19歳)を除いたほとんどの国においては、18歳を成年年齢としています

なにが変わるの？(代表的な事例は下記のとおりです)

18歳(成年)になったらできること

- ◆ 親の同意がなくても契約できる
例：携帯電話の契約、ローンを組む、クレジットカードをつくる、一人暮らしの部屋を借りる など
- ◆ 10年有効のパスポートを取得できる
- ◆ 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆ 飲酒をする
- ◆ 喫煙をする
- ◆ 競馬、競輪などの投票券(馬券など)を買う
- ◆ 養子を迎える
- ◆ 大型・中型自動車運転免許の取得

特に、親の同意がなくても契約できるようになるため、若者の社会参加を促すことができる一方で、未成年者取消権※2が行使できなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されます。消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことがあった場合は、一人で悩まず、消費者トラブル相談窓口にご相談してください。

※2 未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができる権利のこと

消費者トラブル相談窓口

消費者ホットライン ☎188

地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します(通話料が発生します)。

日本司法支援センター(法テラス)

☎0570-078374

法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口を無料で紹介します(通話料が発生します)。

平日 9:00～21:00 土曜日 9:00～17:00

- 祝日、年末年始を除く
- メールによる問合せは法テラスHPで24時間受付中

和光市の成人式はどうなるの？

和光市では、

- 18歳は対象者の多くが受験や就職に向けた準備の時期であることから、本人・家族によって精神的・経済的な負担が大きい
 - 飲酒や喫煙など年齢要件が20歳に維持されるものがあり、すべての権利が認められる年齢は引き続き20歳である
- 以上から、令和4年度以降も引き続き20歳を対象に成人式を開催します

成年年齢引き下げについて、
もっと詳しく知りたい方はこちらへ

YouTube
「1分でわかる
成年年齢引き下げ」▶



「東京リベンジャーズ」
とタイアップした
政府広報キャンペーン▶

